

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害派遣手当)</p> <p>第41条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、<u>災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員</u>で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(災害派遣手当)</p> <p>第41条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき災害応急対策若しくは災害復旧のため派遣された職員<u>又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき復興計画の作成等のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。